

# 緑区フォトコンテスト 2024 募集要項

令和 6 年 9 月 17 日

緑区 区政推進課

## 1 趣旨

緑区の自然や街並み、活動など今の緑区の姿を「緑区フォトアーカイブ写真」として将来に残していくため、フォトコンテストを開催します。

## 2 テーマ

「みんなに知ってほしい！緑区のイチオシ！」

## 3 応募規定

### (1) 応募作品の規格

- ・横浜市緑区内で撮影、または緑区に関連する写真
- ・令和 3 年 1 月～令和 6 年 11 月に撮影された写真
- ・自作未発表かつ今後他のコンテスト等で発表される予定のない写真
- ・JPEG 形式のデジタルデータで応募できる写真
- ・1 枚につき 10MB 以下
- ・写真の合成・削除を伴う加工は不可
- ・印刷物への活用を踏まえ 300 万画素以上、1 MB 以上推奨
- ・被写体として人物が写っている場合、肖像権の侵害にならないよう必ず本人（被写体）の承諾を得ていること

### (2) 応募可能数

1 人 3 点まで

### (3) 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

## 4 応募方法・期間

横浜市電子申請・届出システム（以下、「応募フォーム」という）

令和 6 年 10 月 11 日 9 時 00 分～令和 6 年 12 月 1 日 0 時 00 分まで

※システムの仕様上、写真アップロード時にデータが圧縮されてしまうため、入賞・佳作作品が確定後に原本（元データ）の再送を改めて依頼します。

- ・緑区フォトコンテスト 2024 イベントページ

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/shokai/photo/contest/2024.html>

- ・応募フォーム

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fb6bb42f-f9d1-4e45-b02f-eeb9ce487a70/start>

## 5 選考方法・結果発表

### (1) 選考方法

審査員により審査し、入賞者を決定します。選考方法及び過程等に関する問合せ及び要望には応じません。

### (2) 入賞作品数及び賞品

ア	森日出夫 最優秀賞	1点
	図書カード5,000円分と記念品	
イ	森日出夫 優秀賞	2点
	図書カード3,000円分と記念品	
ウ	緑区連合自治会長会 会長賞	1点
	図書カード3,000円分と記念品	
エ	緑区長賞	1点
	図書カード3,000円分と記念品	
オ	佳作	10数点程度
	図書カード1,000円分	

### (3) 結果発表

- ・入賞者への直接通知及び緑区ウェブサイトで発表（令和7年2月予定）
- ・広報よこはま緑区版で発表（令和7年春頃予定）

## 6 緑区フォトアーカイブ事業への入賞作品等の提供について

- (1) 入賞作品及び佳作（以下「入賞作品等」）は、「緑区フォトアーカイブ事業実施要綱」及び「緑区フォトアーカイブ利用規約」に基づき、緑区役所が撮影・収集した写真や区民から提供された写真を第三者が利用できる形でウェブサイトに公開・保存している「緑区フォトアーカイブ」での公開について、緑区役所から入賞作品等の提供者へご協力を依頼します。
- (2) 入賞作品等は、横浜市が発行する刊行物（広報よこはま緑区版、はがき・ポスター・カレンダーなどの印刷物、ウェブコンテンツ等。頒布方法は有償・無償を問いません）に、撮影者の許諾を得ることなく無償で使用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、出版ほかすべての著作権を含む）できるものとします。また、緑区フォトアーカイブ利用規約に定める条件（撮影者の著作権を尊重すること、ライセンスの表示を行うこと等）のもとで、撮影者に許諾を得ることなく、誰でも無償で使用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、出版ほかすべての著作権を含む）できるものとします。
- (3) 入賞作品等の提供者は、(1)及び(2)において作品が使用される場合、入賞作品等の著作者人格権を行使しないものとします。  
なお、その他応募作品の著作権や所有権などの財産権は撮影者に帰属します。

## 7 諸注意

- (1) 他人の知的財産権及び肖像権等を侵害するような行為等が行われた場合やそれらに関する申し出があった場合の責任は全て応募者に帰属するものとし、区役所は一切の責任を負いません。

- (2) 審査時の色空間は、sRGBを基準とします。
- (3) 本コンテストを通じて入手した個人情報は、入賞作品等の発表、審査結果の通知等に使用します。また、入賞発表、緑区の魅力発信を目的とする広報宣伝物等で作品を使用する際には、撮影者の氏名、題名、撮影年月日、撮影場所を明示する場合があります。
- (4) 入賞者には、別途フォトアーカイブ事業への写真提供依頼・掲載公開希望項目の調査等（氏名、作品名、その他希望事項等）をお送りします。期日までにご返答がいただけない場合は、入賞を棄権したものとみなします。
- (5) 本募集要項に違反した場合は失格とします。

## 8 主催・問合せ先

緑区役所区政推進課広報相談係

〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118

TEL 045-930-2219 FAX 045-930-2225